

小樽市勤労者共済会 給付事業一覧

給付種目		給付金額	備考(必要書類)		
結婚祝金	会員が結婚したとき	20,000円	戸籍抄本(写)又は 住民票(写)※夫婦、世帯主及び 世帯主との続柄の記載があるもの		
銀婚祝金	結婚して25年に達したとき	10,000円	戸籍抄本(写)		
出生祝金	会員または会員の配偶者が出産したとき	10,000円	母子手帳(写)又は子の保険証(写)		
就学祝金	会員の子が小・中 学校に入学したとき	小学校	10,000円		
		中学校	10,000円		
勤続祝金	勤続10年・20年・ 30年に達したとき	勤続10年	10,000円		
		勤続20年	10,000円		
		勤続30年	10,000円		
風雪祝金	会員が満55歳に達したとき	10,000円	※令和7年4月1日付けで廃止		
退会慰労金	会員が定年退職したとき	10,000円	在会5年以上が対象		
死亡弔慰金	会 員 本 人	交通事故	年齢に関係なく	1,050,000円	①
		不慮の事故		550,000円	
		疾病による 死 亡	71歳未満	300,000円	
			71歳以上	150,000円	
	配偶者の死亡		40,000円	死亡届、死亡診断書、除籍抄本、 喪中ハガキ、新聞(おくやみ欄)、 香典返しのお返し状など ※すべて写し可	
	子の死亡		20,000円		
	親の死亡		10,000円		
住宅災害による同居親族の死亡		20,000円	死亡診断書(写)		
住宅災害 見舞金	会員が火災・水害・ 雪害などにより家屋 (住宅)に著しい 損害を受けたとき	火災等	建物又は家財の 損害の程度に応じて 60,000円～300,000円	②	
		自然災害	建物の損害の程度に応じて 9,000円～90,000円		
	自然災害等による床上浸水の場合		18,000円		
重度障害 後遺障害 見舞金	会員が障害者になったとき	事由の発生原因及び 損害程度に応じて 22,000円～945,000円の範囲	③		
傷病見舞金	会員が傷病により 継続して休業したとき	休業14日～30日未満	10,000円	1. 診断書、入院手術証明書など 【病名がわかる書類】(写) 2. 出勤簿、タイムカードなど 【休業期間がわかる書類】(写) 3. 保険金請求書兼証明書(一括用) (全労済協会提出書類) ※計3通が必要です。	
		休業30日～60日未満	15,000円		
		休業60日～90日未満	20,000円		
		休業90日～120日未満	25,000円		
		休業120日以上	30,000円		

※ ①～③の給付金請求の際は証明書類が必要となり、それを基に全労済協会が審査し、判断いたしますので、
事由発生後は、速やかに事務局に御連絡ください。(☎ 0134-32-4111 内線262)

※ 給付金は、事由発生日の翌日から、3年間の請求期間がございます。

※ 同一世帯に会員が2名以上いる場合は、それぞれの会員が請求いただけます。

※ 親の死亡弔慰金については、同居・別居に関わらず、配偶者の親(義父母)も請求いただけます。

※ 事務局が会員異動届を受理した日以前に発生した事由については、対象とはなりません。

※ 給付金のお支払いは、毎月10日締め・15日払です。受付状況や金融機関の営業日等により、支払日が前後
することがございますので、御了承ください。